

池田町本人通知制度事前登録申込書

池田町長様

年 月 日

〒

申込者 住所

氏 名

〔申込者： 1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人〕

池田町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

事前登録者 (通知を希望する者)	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日	性 別	男・女
	住 所 (住民登録地)	〒				
	本 籍			筆頭者		
	連 絡 先	() ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ その他 ()				

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄にも記入してください。

法定代理人	区 分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人	
	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	〒	
	連 絡 先	() ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ その他 ()	

＜注意＞

- 1. 裏面の内容をよくお読みください。
- 2. 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印又は☑をつけてください。
- 3. 申込みの際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 - (1)あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
 - (2)あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - (3)あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」）
 - (4)あなたの住所が池田町以外の場合は、あなたの住民票の写し（本籍、続柄の表示なし）を添付してください。

事務処理欄（以下の欄は、記入しないでください。）

登 録 日	年	月	日	登録廃止日	年	月	日
受 付	住記入力	戸籍入力	名 簿	本人等の確認書類			登録番号等
				☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人 ☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他 ()			

池田町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、池田町に事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その事実について通知するものです。
2. 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に池田町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
3. 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1)住民票の写し等の交付年月日
 - (2)交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
 - (3)交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
4. 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、**個人情報保護に関する法律等**に基づき、本人が開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、**同法**の範囲内での情報が開示されます。
5. 事前登録の申込みの受付は、民生部住民課で行います。
6. 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が町の休日に当たる場合はその翌日）となります。
7. 事前登録を希望する者（以下「事前登録希望者」という。）は疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
8. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1)事前登録希望者が疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき
 - (2)他の市区町村に居住しているとき
9. 事前登録の登録期間は、登録者名簿に登録した日から起算して無期限です。
10. 事前登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。（※3）
11. 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は廃止の届出をした場合は、事前登録を廃止します。

※1. 「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し（本籍が記載されたものに限る。）
、住民票（除票を含む。）記載事項証明書（本籍が記載されたものに限る。）
、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（戸籍届出書にかかる証明書を除く。）をいいます。

※2. 「第三者」とは、本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）
をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する者、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

※3. 通知書が「住所不明のため配達不能」等の理由により返却された場合は、事前登録に不備又は虚偽があると判断し、事前登録を廃止しますので、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届書を提出してください。